

問題1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 純粹私的整理手続（会社と金融機関との協議）だけで、金融機関が債権放棄に合意した場合でも債務免除は実現するが、債務免除益に係る税務上の特別措置は利用できない。
- 2 中小企業活性化協議会事業や中小企業の事業再生等に関するガイドラインなどの準則型私的整理手続を用いた手続の中で債務免除を受ける場合は、債務免除益に係る税務上の特別措置が利用可能となっている。
- 3 中小企業の事業再生等に関するガイドライン（再生型私的整理手続）により、債権放棄等を伴う事業再生計画を策定する場合には、主要債権者に再生型私的整理手続を検討している旨を申し出るとともに、第三者支援専門家の選任について主要債権者全員から同意を得ることが必要である。
- 4 中小企業の事業再生等に関するガイドライン（再生型私的整理手続）による債権放棄を伴う事業再生計画案の内容は、企業の概況、財務状況の推移、保証人がいる場合はその資産と負債の状況、実態貸借対照表、経営が困難になった原因、事業再生のための具体的施策、今後の事業及び財務状況の見通し、資金繰り計画及び債権放棄等の金融支援を含む必要があるが、困難度が高い対象債務者の自助努力による要素は、これを反映する必要はない。
- 5 中小企業の事業再生等に関するガイドライン（再生型私的整理手続）による債権放棄を行う場合は、経営責任及び株主責任の明確化を図る内容であることに、加えて、破産手続で保障されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性のある内容であることが求められる。

問題2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 私的整理ガイドラインの適用における長所として、債権者側の債権放棄に伴う税務上の損金算入の問題がある。私的整理ガイドラインに則って策定された再建計画に基づき債権放棄が実施されると、原則として、債権放棄損も損金算入される。
- 2 諸般の事情により、特定調停手続を利用した方が、合意成立の可能性が高いと見込まれ、かつ出席対象債権者の大方が特定調停によるのが相当としている場合などに、特定調停手続と私的整理ガイドラインを併用することが考えられる。特定調停が成立することで私的整理は終了するが、特定調停手続における調停委員会の斡旋の結果、合意成立の見込みとなったときは、私的整理を成立させた上で調停を取り下げるという運用もあり得る。
- 3 私的整理では、債権放棄等をめぐる金融機関間の調整において、関係債権者全員の同意を得るのは容易ではないという問題があり、また、一部の企業において、安易に債権放棄が行われ、モラルハザードを招いているという批判があった。
- 4 私的整理ガイドラインを活用する際には、再建計画に厳格な数値目標（一定期間内での債務超過解消や経常黒字転換）を盛り込むことや、債権放棄を受ける場合には、株主責任（減資による支配割合の減少又は喪失）及び経営者責任が原則的に認められることを考慮する必要がある。
- 5 私的整理ガイドラインに基づく対象債権者は大口の金融機関等の主要債権者であって、全ての債権者が対象とされているわけではない。そのため当事者数を限定することができ、私的整理に関与する債権者全員の同意がなくても再建計画を可決できるが、対象債権者の選別の段階から留意しないと後に紛争になる恐れがある。

問題3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 民事再生手続において、債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができ、債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする、とされている。
- 2 民事再生手続において裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、一定の手続又は処分の中止を命ずることができ、前記の一定の手続には再生債務者についての破産手続又は特別清算手続、再生債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分が含まれるが、再生債務者の財産関係の訴訟手続はこれに含まれない。
- 3 民事再生手続において裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、上記中止命令によっては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての再生債権者に対し、再生債権に基づく強制執行等の包括的禁止を命ずることができる。
- 4 民事再生手続において裁判所は、包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、その裁判書を再生債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に送達し、かつ、その決定の主文を知れている再生債権者及び再生債務者（保全管理人が選任されている場合に限る。）に通知しなければならない。
- 5 民事再生手続において裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合に、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

問題4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会社更生手続において共益債権は、更生計画の定めるところによらないで随時弁済し、更生債権等に先立って弁済するとされているが、共益債権にあたる請求権には更生債権者等及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権や、更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権が含まれる。
- 2 会社更生手続において、保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とされ、また保全管理人が選任されていない開始前会社が、更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他開始前会社の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所はその行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。
- 3 会社更生手続において、更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた租税債権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは共益債権とされ、前記租税債権には源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税が含まれる。
- 4 会社更生手続において、株式会社について更生手続開始の決定があった場合において、更生手続開始前一年間の当該株式会社の使用人の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該株式会社の使用人の身元保証金の返還請求権は、共益債権とされる。
- 5 会社更生手続において、更生会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合における共益債権の弁済は、法令に定める優先権にかかわらず債権額の割合によるが、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない、とされている。

問題5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 破産法の目的は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整しもって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることとされている。
- 2 破産手続が進行し法人・個人に対する免責許可の決定が確定したときは、破産者は破産手続による配当を除き、破産債権についてその責任を免れるとされているが、租税債権や全ての損害賠償請求権に対する債務など免責されないものもあるので注意が必要である。
- 3 破産手続は、清算型手続であり一般に事業の再生を予定していないが、仮に債務者の事業自体が採算の取れる優良なものであれば、債務者・負債から切り離して事業譲渡し換価することで、破産債権者をより多い配当という形で満足させる一方、事業そのものの再生存続も図れるなど、事業の再生の一環として利用されることがある。
- 4 事業譲渡が破産手続申立前にされ、破産手続開始決定後債務者の管理処分権が破産管財人に引き継がれるケースがある。この場合事業価値の棄損が回避できるというメリットがある一方、当該事業譲渡が否認権の対象となるリスクがある。
- 5 破産法においては、破産手続開始の決定がされた後であっても、破産管財人は裁判所の許可を得て破産者の事業を継続することができ、また管財人が事業の譲渡をする場合も裁判所の許可を得る必要があるが、その場合裁判所は事業の譲渡につき、労働組合等の意見を聴かなければならないとされている。

問題6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会社法においては、自社の「事業の全部又は重要な一部の譲渡」を行う場合、株主総会の特別決議が必要とされている。これは会社法上、自社の重要な財産の処分に前記特別決議が必要とされているのと同じく、事業譲渡が会社の将来に重大な影響を与える、すなわち株主の利益に直接的にかかわる行為だからである。
- 2 「事業の全部又は重要な一部の譲渡」の意義について、「一定の営業の目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部または重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に競業避止業務を負う結果を伴うものをいう。」との最高裁判例がある。
- 3 事業譲渡は一般に売買契約による取引行為の一類型と考えられている。従って「事業の全部又は重要な一部の譲渡」を行う場合には厳密な手続きが法定されている一方、契約により一部の事業のみを譲渡対象とすることが可能である他、当然に権利や義務を承継するわけではないので、簿外債務を引き継ぐリスクは極めて小さいというメリットもある。
- 4 独占禁止法においては、国内売上高合計額が200億円を超える会社（譲受会社）が、国内売上高が30億円を超える会社の事業の全部の譲受けをしようとする場合や他の会社の事業の重要部分の譲受けをしようとする場合であって、当該譲受けの対象部分に係る国内売上高が30億円を超える場合等には公正取引委員会への届け出が必要とされている。
- 5 独占禁止法においては、会社は事業等の譲受けの届出受理の日から30日を経過するまでは事業等の譲受けをしてはならないとされている。一方、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、30日間の事業等の譲受けの禁止期間を短縮することができることになっている。

問題7)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会社合併の形態は、新設合併と吸収合併の2種類がある。吸収合併とは、会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいい、新設合併とは2以上の会社がする合併であって合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。
- 2 企業再建の局面で合併が使われる場合とは、スポンサー企業が再建対象企業を合併する場合や、再建対象企業グループ内でのグループ再編の手段として用いられるのが一般的である。
- 3 会社合併を行う場合には、通常株主総会の特別決議及び債権者保護手続が必要になるが、会社更生法下の更生計画に従う合併の場合は、両方とも必要ない。
- 4 2社間の会社合併の場合には、合併当事会社のうちどちらか一方の会社の国内売上高合計額が200億円超でかつもう一方の会社の国内売上高合計額が50億円超の場合は、いわゆる親子会社や兄弟会社でない限り、公正取引委員会にあらかじめ合併に関する計画を提出する必要がある。
- 5 2社間の合併の場合には、合併前の権利義務関係は、そのすべてが当然に合併後の会社に承継される。そのため合併前の会社が有している許認可についてはなんら追加手続を行う必要もなく合併後の会社に引き継がれ、また合併前の会社の労働者の地位(労働契約上の権利義務関係)も、合併後の会社に当然に承継される。

問題8)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会社分割とは、株式会社または合同会社が事業の全部又は一部を他の会社に包括的に承継させる組織再編行為である。これは会社法上の組織再編行為に該当することから、債権者保護手続きは必要となるものの、事業に関連する債権・債務を包括的に新会社又は既存の会社へ承継が可能となる。
- 2 略式組織再編とは、ある株式会社の総株主の議決権の90%以上を有して、当該会社を支配する会社（特別支配会社）が、その支配を受ける会社（被支配会社）との間で、組織再編行為を行う場合、被支配会社の株主総会決議を省略することを認める手続をいう。これは特別支配関係がある場合、たとえ、被支配会社の株主総会を開催したとしても、特別支配会社の意向どおりの結果となり、株主総会を開催する意味が乏しいからである。
- 3 略式組織再編が可能なスキームに事業譲渡がある。具体的には事業譲受会社が、被支配会社である事業譲渡会社の事業の全部譲渡を受ける場合、事業譲渡会社の株主総会による承認は不要である。また、事業譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合は、簡易事業譲渡に該当するので、この場合も株主総会決議は不要である。
- 4 略式組織再編が可能なスキームに会社分割がある。吸収または新設分割の当事会社の一方が特別支配会社であり、被支配会社が分割会社になる場合、あるいは、被支配会社が承継会社になる場合のいずれであっても、被支配会社の株主総会決議を省略することができる。但し、被支配会社が承継会社になる場合、当該会社が公開会社ではなく、分割会社に対して、承継会社の譲渡制限株式が交付されるときは、略式分割の手続をとることはできない。
- 5 略式組織再編が可能なスキームに株式交換がある。株式交換の当事会社の一方が特別支配会社であり、被支配会社が完全子会社になる場合、あるいは被支配会社が完全親会社になる場合のいずれであっても、被支配会社の株主総会決議を省略することができる。但し1) 被支配会社が完全子会社になる場合は、当該会社が公開会社であってかつ種類株式発行会社ではなく、その株主に対して譲渡制限株式が交付されるとき、あるいは、2) 被支配会社が完全親会社になる場合は、当該会社が公開会社ではなく、完全子会社の株主に対して完全親会社の譲渡制限株式が交付されるときは、略式株式交換の手続をとることはできない。

問題9)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 株式譲渡制限のある株式会社において、承認なく譲渡制限株式を取得した者からの承認請求については、株式会社はその承認を拒否することができる。しかし、承認を拒否した場合には、その譲渡制限株式を「会社買い取る」または「指定買い取り人を指定する」決議をしなければならない。またこの場合には株主総会の特別決議が必要である。
- 2 会社法における「自己株式の消却」において、株式会社は、消却する自己株式の種類および数を決定（取締役会設置会社では、当該決定は取締役会の決議事項）して、自己株式を消却することができる。なお、株式の消却を行うためには、当該株式を取得したうえで消却を行う必要がある。
- 3 株主権の主なものには、経営参加権、利益配当請求権、残余財産分配請求権などがある。このうち、経営参加権は共益権、利益配当請求権と残余財産分配請求権は自益権に属する。共益権とは、会社の経営に参加出来る権利のことであり、間接的に株主の利益になる権利である。また、自益権とは、会社から直接経済的利益を受けることができる権利である。
- 4 個別契約上の制限（チェンジ・オブ・コントロール）とは、企業の主要株主の異動や、経営陣の交替の際に、取引先とのライセンス契約や代理店契約等の重要契約が終了したり、長期債務の即時返済が発生したりするような仕組みを当該契約に盛り込んでおくことである。
- 5 株式は、譲渡契約を締結し、株券発行会社の場合は、譲渡人から株券の交付を受けることにより取得することができる。ただし、譲渡する株式が譲渡制限株式の場合には、株主総会の特別決議（取締役会設置会社においては取締役会）において、譲渡が承認されなければ、譲渡人の株式の取得は会社に対し対抗できない。

問題10)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会社が資本金を増やすことを増資という。株式会社の増資には、新株を発行して株主から一定金額の払い込みを受ける有償増資と、払い込みを伴わない無償増資がある。有償増資の形態は、募集の範囲によって公募、株主割当、第三者割当等に分けられ、一方、無償増資の代表的な方法は株式分割である。また、転換社債（新株予約権付社債）の株式への転換（無償増資）やワラント債の新株引受権の行使（有償増資）も増資の一形態といえる。
- 2 会社が経営活動に必要な資金を調達する方法の代表的なものは、銀行等からの借入、社債の発行、株式の発行等である。うち株式発行による資金調達の場合は、株主からの経営に対する監視圧力が強まる一方、資金を返還する義務が一切ないので、会社にとっては長期の安定した資金調達の方法であるといえる。増資は具体的な資金使途に応じてなされるほか、取引先との関係強化や財務体質の強化等を目的として行われることもある。
- 3 有償増資の形態の一つに公募増資がある。これは現在の株主や特定の第三者に限らず、広く一般の投資家を対象に株主を募集し、新株式の割り当てを受ける権利を与えて行う増資をいう。払込金額は時価より多少低めとなるのが一般的であるが、株式譲渡制限会社において、時価より特に有利な価格で発行する場合には、既存株主の利益の保護のため、株主総会でその理由を開示して、特別決議を経なければならない。
- 4 有償増資の形態の一つに株主割当がある。これは新株式の割り当てを受ける権利を既存の株主に与えて行う増資である。株主はその持ち株数に応じて有償で新株式が割り当てられるが、割り当てを受けた株主に申し込み・払い込みを行う義務はなく、申し込みがなければ権利は失権する。新株式の払込金額は株式市場での時価とは関係なく設定され、一般的には既存株主の経済的利益を害することがないことから、時価より低い払込金額で発行されることが多い。
- 5 有償増資の形態の一つに第三者割当増資がある。これは発行会社の従業員や親会社、業務提携の相手先、取引先、金融機関等、発行会社と関係のある特定の者に新株式の割り当てを受ける権利を与えて行う増資であり、特定の縁故者に割り当てることから「縁故割当増資」ともいう。払込金額は時価より多少割り引かれるのが一般的であるが、時価より特に有利な価格で発行する場合には、公募増資と同様株主総会でその理由を開示して、特別決議を経なければならない。

問題11)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 株式交換契約または株式移転計画の中で、完全子会社の新株予約権付社債権者に完全親会社の新株予約権を交付し、完全親会社が社債に係る債務を承継する旨を定めた場合、完全子会社にとっては債務者が変わることになり、完全親会社の債権者にとっては債務が増加するため、完全子会社及び完全親会社の両会社で債権者保護手続を行う必要がある。
- 2 株式交換の効力を発生させるためには、債権者保護手続に必要な官報公告、知れている債権者への個別催告、債権者が異議を申述した際の手続（債権者に対する弁済など）は、少なくとも株式交換の効力発生日前に完了しておく必要がある。とはいえ、債権者保護手続の始期については法の定めがない。
- 3 株式交換に異議を述べることができる債権者がいる場合は、債権者に異議申出の機会を確保するために、官報や定款に記載した日刊新聞による方法などで公告をした場合であっても、知れている債権者には個別で催告を行わねばならない。
- 4 債権者保護手続の権利を担保するため、会社は債権者異議申述期間として少なくとも1か月を確保しなければならず、公告や個別催告から1か月を経過しなければ株式交換ができない。このため、債権者保護手続の始期に係る法の規定はないが、会社は少なくとも効力発生日の前日から1か月前までには催告や公告を行う必要がある。
- 5 完全親会社において債権者保護手続が必要なケースは、1) 交換対価として完全親会社の株式以外の金銭等を交付する場合、2) 新株予約権付社債の承継の場合、3) 株主資本等変動額のその他資本剰余金への計上の場合、である。

問題12)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 産業競争力強化法では、産業競争力を強化することの重要性がクローズアップされ、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務が定められているが、この法律において「産業競争力」は、「産業活動において、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力をいう」と定義されている。
- 2 産業競争力強化法における基本理念は、「産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行われなければならない」とされている。
- 3 産業競争力強化法において国は、「同法に定める基本理念にのっとり、事業者による新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有する」とされている。
- 4 産業競争力強化法において事業者は、「同法に定める基本理念にのっとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない」責務を有するとされている。
- 5 産業競争力強化法において事業者は、その実施しようとする事業再編に関する計画を作成し、その認定を受けることができる、とされている。なお同事業再編計画には、事業再編の目標、事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標、事業再編の内容及び実施時期などを記載しなければならないが、認定にあたっては当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争の確保等は特例的に考慮されない。

問題13)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 事業再生の初期段階で行われる手続として、法務デュー・デリジェンス（DD）がある。これは、対象企業あるいは事業について法的側面からの調査を行うことである。
- 2 企業では、実際はすべての活動において何らかの形で法律が関連しているといっても過言ではない。そのため、調査対象エリアは訴訟案件のような直接的な事項だけでなく、企業活動全般が該当しうることになる。
- 3 法務DDの内容は、具体的には事業活動における法的リスクの調査、企業価値算定を行う上の法的事項に関連する増減要因の有無、事業再生スキーム立案に向けての障害事項についての調査などである。
- 4 DDは法務のみならず、事業DD、会計・財務DD、税務DD、人事DDなどが同時進行で進められている。そのため、各DDの担当者間で情報を共有しあうことで、他のDDに有用な情報を与え、また自己のDDに見落としがないかを随時確認することが必要となる。
- 5 事業再生においては、そもそも企業の事業活動継続自体が可能なかどうか、再生スキームの実行自体が可能なかどうかについて、法的側面のために全てが台無しになることも多く、企業再建手続全体を左右しかねない重要な調査項目である。そのため、法務DDについては調査期間が長ければ長いほど、また調査人数もかければかけるほど望ましい。

問題14)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会計上の資産として計上されない特許権や商標権などの知的財産権は法務・財務
デュー・デリジェンス（DD）における対象となるが、会計上の価値が認められないの
で、その有効性や有効期限の確認、譲渡（売却）の金額や可能性についても検討する必
要はない。
- 2 法務DDの目的は、「対象企業あるいは事業自体が持つ法的側面からのリスクを調査す
ること」、「事業再生スキームに係わる法的側面からの障害事由の有無を把握するこ
と」、「事業再生スキームの成立・実行のために必要な手続を確認すること」の3つの
目的に集約されると考えられる。
- 3 不動産DDは目的や期間、予算、物件のタイプ等の要因によって、調査項目や調査範囲
が異なることから、DDの目的と評価価値が持つ意味を理解した上で、実務に取り掛か
らなくてはならない。そのためには、投資リスクの把握、リスク軽減とリスク回避手段
の案構築、適正投資価格の把握、投資効率の向上を踏まえた調査を行う必要がある。
- 4 企業では、実際はすべての活動において何らかの形で法律が関連しているといっても過
言ではない。そのため、法務DDの調査対象エリアは訴訟案件のような直接的な事項だ
けでなく、企業活動全般が該当しうることになる。
- 5 環境DDとは、環境影響、汚染状況を入念に調査し、適正に評価することである。例え
ば、汚染土壌の売買の場合、土壌の汚染状況を知らずに購入すれば、買主が多大な負債
を被ることとなる。それを回避するためには、買主側が、購入しようとする土地の汚染
状態を事前に調査し、適正な価値を評価する必要がある。

問題15)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 経営者保証ガイドラインは、中小企業金融における経営者保証について、主たる債務者、保証人（保証契約の締結によって保証人となる可能性のある者を含む）及び対象債権者において合理性が認められる保証契約の在り方等を示すものだが、併存的債務引受を行った経営者であって、対象債権者によって、実質的に経営者保証人と同等の効果が期待されている保証人に対しては適用されない。
- 2 経営者保証ガイドラインの適用を受けるためには、内部又は外部からのガバナンス強化により、「資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている」、「財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である」、「金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている」の3要件を将来に亘って充足する体制が整備されていることが必要である。
- 3 上記3要件を満たす法人は、経営者保証ガイドラインにより、経営者保証なしで融資を受けられ、またすでに提供している経営者保証を見直すことができる可能性がある。その際、金融機関は上記要件の充足度合いに応じ、経営者保証を求めないことや保証機能の代替手法の活用を検討することとなる。
- 4 経営者保証ガイドラインにより保証債務整理を行う際、破産時の自由財産に加えて、金融機関は事業再生等の早期着手により法人からの回収見込額が増加した場合、一定期間の＋αの生活費を残すことと、経営者の収入に見合った分割弁済をする等により「華美でない自宅」に経営者が住み続けられるように検討することになる。
- 5 保証債務履行時点の資産で返済し切れない保証債務の残額は、原則として免除され、また、保証人が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報は、信用情報登録機関へは報告・登録されない。

問題16)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 中小企業の場合は会社の債務に対して社長が連帯保証をしている場合も多く、債務の弁済が困難な場合、法人の破産手続と同時に社長個人の破産手続が申請されることが多い。この事情が企業再建を困難にしているとも言われている。
- 2 法人が破産決定しても個人破産の免責が不許可になる場合がある。不許可事由としては、特定の債権者に対する偏頗弁済のほか、破産手続に対する妨害行為も一般にこれに該当する。
- 3 個人の破産については破産債権について免責される。法人の破産の場合は租税債権や給与債権などに弁済の優先順位があるが、個人の場合には免責制度がある。法人の優先順位のような債権による区別はなく、すべての債権が免責対象となっている。
- 4 個人の破産の場合、免責決定を得ることで経済的に再生の途につくこととなるが、官報への氏名の掲載、郵便物の破産管財人による閲覧、一部の保有資格の喪失や一定の職業への就業制限などの制約を受ける。
- 5 東京地裁では、20万円を標準の予納金として個人の破産申し立てを行うことができる、いわゆる少額管財手続が実務として行われており、管財業務にかかる時間と費用の問題の解消が図られている。

問題17)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 労働条件の変更は、労使対等の立場において合意され、また、就業の実態に応じて均衡を考慮し、仕事と生活の調和にも配慮しつつ行われるべきものである。労働条件を不利益に変更する方法としては、労働契約の変更のほか、就業規則または労働協約の変更が考えられる。
- 2 労働協約に有効期間がある場合には、有効期間中は、たとえ就業規則を不利益に変更したとしても、労働協約より不利益な労働条件を内容とした就業規則を適用できる。
- 3 労働協約による労働条件の変更については、その変更が、労働条件の不利益変更であっても、原則として有効とされている。また、非組合員に対する労働協約の効力については、一般的拘束力により、有効とされているが、労働条件の不利益変更に著しく不合理と認められる場合には、非組合員に対する効力は否定される。
- 4 労働組合が存在する会社で、労働協約上、労働条件が不利益に変更される場合には、原則として、労働協約により、それまで有利であった条件や労働契約は無効とされ、労働協約に定めた不利益な基準となる。
- 5 労働者の自由な意思に基づいて、不利益変更について個別の同意を得ることができた場合においても、就業規則や賃金規定をそのままに放置した場合、労働契約上就業規則の定めが優先するため、同意が無効となることに留意が必要である。

問題18)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 早期退職優遇制度は、事業者が早期退職の希望者を募り、定年前の退職を促す制度である。経営回復を目的とする「希望退職制度」と異なり、「早期退職優遇制度」は中高年の生活設計の支援や組織の活性化を目的とする場合が多いため、目標人員や期間を定めず、1年を通して恒常的に退職者を募集するのが特徴である。
- 2 早期退職優遇制度は、優遇措置を受ける代わりに進んで退職するものなので、離職票へ記載する退職事由は「自己都合による退職」となるのが基本である。
- 3 希望退職制度とは、主に経営悪化に陥った事業者が、定年前の従業員に対して退職一時金の割増しなどの優遇措置を提示したうえで、期間を定めて早期退職者を募集する制度である。業績悪化に伴う人件費削減や、将来の経営リスクに備える目的で行われるが、退職時に優遇条件を付しているため、離職票へ記載する離職事由の如何を問わず、「自己都合による退職」と見なされる。
- 4 両者に共通する問題として、有利な退職条件が提示されるため、事業再生のためには残ってほしい人材まで流出してしまう恐れがある。能力が高い者ほど再就職の可能性も高く、昨今の人手不足対策で厚遇による人材募集を行う他社に写り、更なるキャリアアップを狙う者も多いためである。
- 5 希望退職に応じるか否かは、あくまでも労働者の自由で、社員がそのまま会社に留まりたいと思うならば応じる必要はないが、この意思に対して使用者が希望退職に応じるように圧力をかけたり、応募しなかったら不利益に扱うなどと脅したりした場合には、実質的に解雇と認められたり、強迫による意思表示として取消が可能となり、不法行為に当たるとして損害賠償の責任が認められた判例がある。

問題19)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 金融検査マニュアルの廃止は、金融機関が自らの経営理念を出発点として、これと整合的な形で経営戦略や各方針を策定して、それに即した形での将来を見通した信用リスクの特定・評価や、自己査定・償却・引当への反映を行いやすくすることを目的としている。
- 2 金融検査マニュアル廃止後の融資に係る信用リスクの検査・監督に際しては、「金融機関が自らの経営理念を出発点として、これと整合的な形で経営戦略や各方針を策定し、それに即した形での将来を見通した信用リスクの特定・評価や、自己査定・償却・引当への反映を行いやすくしていく」、「融資について、担保・保証からの回収可能性だけでなく、将来のキャッシュフローに基づく返済可能性にも着目して金融仲介機能を発揮しようとする金融機関の取組みを妨げない」という基本的視点に基づき行うものとした。
- 3 かかる基本的視点に沿った検査・監督を適確に行うため、金融検査マニュアル別表に基づいて定着していた実務や債務者区分は用いないことで、現行の会計基準に沿い、金融機関が自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえて、認識している信用リスクをよりの確に引当に反映するための見積りの道筋が示された。
- 4 債権者の多数決と裁判所認可により金融債務の減免等を可能とする早期事業再生法案が閣議決定されたことを受け、令和7年3月に「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」が策定され、金融機関に対し、融資先が有事に至る前の予兆管理や融資先期中管理の強化と併せ、信用保証協会や中小企業活性化協議会と一層の連携強化を求めている。
- 5 原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等により、厳しい環境に置かれた事業者が数多く存在している中、官民の金融機関がコロナ対策として実施した実質無利子・無担保融資の返済が本格化しており、こうした事業者の状況が地域金融機関自身の事業基盤の存立に関わる問題となっており、金融庁はこれを踏まえた監督指針の改定を行っている。

問題20)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 「R C C企業再生スキーム」の対象となる「私的再生」は、R C Cが主要債権者である再生可能な債務者について、会社更生法や民事再生法などの法的再生手法によらず、金融債権者間の合意の下で事業の再生を行わせることにより事業収益から最大限の回収を図ることを意図して行われるものであり、すべての私的再生を対象とするものである。
- 2 「R C C企業再生スキーム」にしたがって行われる私的再生は、債権者の立場にたって行われるものであるので、事業を清算した場合の回収額よりも当該事業を再生継続させた場合の回収額が債権者にとって上回ると見込まれる場合にのみ、すなわち債権者にとって経済合理性が認められる場合にのみ行われるものである。
- 3 「R C C企業再生スキーム」における私的再生を行うには、当該債務者自身の再生への意欲、自助努力が前提であり、また、債権者に債務の猶予や減免を求めるものである以上、経営責任及び株主責任の明確化が求められることはいうまでもないことである。
- 4 「R C C企業再生スキーム」における私的再生は、その性格上債権者と債務者が共有した情報については、相互に厳正な守秘義務を負うものであるが、同時に、私的再生の過程における公正性、客観性、更には、関係者間の透明性、衡平性を確保するために、「R C C企業再生スキーム」を定めている。
- 5 債務者からR C Cに再生計画の提出があった場合は、「R C C企業再生スキーム」に定める基準に合致する再生計画であるかどうかを検証し、必要に応じて債務者と調整する。更に、判断の客観性を担保するため、調整後の再生計画を「企業再生検討委員会」に付議し、同委員会の審議結果を踏まえて、所要の修正を行う。